

奈良県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 信貴山線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
6	生駒郡三郷町三室	前	七・八	九三・三	
3	一丁目二番一先か		）		
2	ら 生駒郡三郷町三室 二丁目三四〇番二 先まで	後	一一・七 ） 三七・四	九三・三	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和七年二月二十一日